

由布市営火葬場残骨灰売渡仕様書

1. 概要

由布市営火葬場における火葬後の残骨灰に含まれる骨片及び資源物等について、市民感情や環境へ配慮し、資源循環型社会の形成に資するよう、その性質ごとに、関係法令等に基づき適正に処理することを目的として、由布市（以下「本市」という。）は残骨灰を売り渡す。

買受者は、当該目的に沿って残骨灰を処理し、本市に処理結果を報告するとともに、買い受けた残骨灰の重量に応じた金額を支払うものとする。

2. 対象となる売渡物及び期間

(1) 対象となる売渡物は、由布市営火葬場で実施する、由布市火葬場条例（平成17年条例第145号）（以下、「本市火葬場条例」という。）に規定する12歳以上の人体、12歳未満の人体、身体の一部等の火葬により発生し、遺族等による収骨が完了した後に残るすべての残骨灰とする。なお、残骨灰中には、骨片、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。

(2) 売渡物の発生期間

①由布市営庄内火葬場 雲浄苑 令和4年1月28日から令和7年6月30日までに火葬に付されたもの

②由布市営湯布院火葬場 望岳苑 令和3年2月3日から令和7年6月30日までに火葬に付されたもの

(3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 契約種別

本契約は残骨灰1kgあたりの単価契約（単位 円/kg）によるものとし、売渡額の算出の根拠とする火葬件数は、本火葬場条例に規定する12歳以上の人体の火葬件数とする。

4. 契約締結に際し提出を要する書類

①現場責任者等届出書（様式1）

②売渡物運搬経路図（任意様式）

※売渡物処理施設と市営火葬場を結ぶ運搬経路を示すもの

③売渡物処理施設概要及び売渡物処理工程概要（任意様式）

※処理施設の概要及び設備等のわかるもの

※売渡物の分別工程、再資源化及び最終処分までの工程がわかるもの

④残骨を埋蔵する墓地又は収蔵する納骨堂の概要（任意様式）

※残骨の埋蔵又は収蔵先（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）第10条の許可を受けているものに限る。）の名称、所在地、現況写真及び提携先との契約書等の写しなど

5. 売渡金の予納と清算

(1) 本契約成立後、買受者は売渡物の売渡の開始の前までに、本市の請求に基づき、次のとおり売渡金を予納するものとする。

予定売渡重量は、火葬1件あたりで発生する残骨灰2.5kgとし、対象期間（雲浄苑における令和4年1月28日から令和7年6月30日まで、望岳苑における令和3年2月3日から令和7年6月30日まで）における予定火葬件数（12歳以上の火葬件数のみ）を乗じて推計する。

予納金額＝予定売渡重量（2.5kg×予定火葬件数1,380件）×契約単価×110%

(2) 売渡後、本市及び買受者は令和7年9月30日までに予納金を清算するものとする。清算にあたっては、予定売渡重量を超過した場合は、買受者は売渡金と予納金との差額を本市に追加納付するものとし、予定売渡重量未満となった場合は、本市は買受者に対し売渡金と予納金との差額を還付するものとする。

確定金額 ＝ 売渡重量（実数）×契約単価×110%

6. 売渡物の排出場所

(1) 由布市宮庄内火葬場 雲浄苑

所在地 由布市庄内町中 284 番地

保管場所 敷地内霊灰塔

(2) 由布市宮湯布院火葬場 望岳苑

所在地 由布市湯布院町川上 3403 番地 2

保管場所 敷地内霊灰塔

7. 売渡物の売渡及び運搬

(1) 買受者は、「2. 対象となる売渡物及び期間」に定める売渡物のうち、本市が引き取りを求めるすべてを引受けなければならない。

(2) 受渡の日時は、本市及び買受者の協議により決定する。なお、各市営火葬場の売渡の日は原則同日とする。

(3) 売渡の回数は、本契約締結日の翌日から令和7年7月31日までの間に、原則1回とする。ただし、売渡物の排出場所の都合上必要があるときは、本市及び買受者の協議により受渡回数を変更することができるものとする。

(4) 売渡物の売渡は、各市営火葬場における所定の場所とする。

(5) 買受者は、売渡物の搬出及び運搬に際して、売渡物の飛散、流出及び悪臭発生等がないよう必要な措置を講じるものとする。

(6) 売渡物の売渡において、売渡物が買受者の運搬車両にすべて積載されたときは、市営火葬場担当者及び現場責任者等届出書に記載された現場責任者又は作業従事者は、それぞれ売渡物受渡書（様式2）に署名すること。なお、売渡物売渡書は2通作成し、市営火葬場担当者が割印のうえ、本市及び買受者の双方で1通ずつ保管する。

(7) 売渡物が買受者の運搬車両にすべて積載された後、買受者は当該積載に使用した場所及びその周辺の簡易清掃を実施するものとする。

(8) 売渡物の所有権は、市営火葬場の敷地を出た時点で本市から買受者に移転する。

(9) 買受者、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、本市に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

8. 分別

買受者は、売渡物について、残骨、資源物及び廃棄物に分別を行うとともに、それぞれ関係法令に基づき、生活環境保全上支障がないよう適正に処理しなければならない。

9. 残骨の処理

(1) 買受者は、分別したもののうち残骨にあたるものは、墓地埋葬法の趣旨に従い、買受者が所有又は提携する墓地に埋蔵もしくは納骨堂に収蔵するとともに供養を行うこととする。

(2) 残骨を埋蔵する墓地又は収蔵する納骨堂は、買受者の責任のもとに永代供養地として確保し、その所在地は、原則として九州管内（沖縄県及び離島を除く）にあって、市民が参拝することが容易な場所を選定するものとする。

(3) 永代供養地の情報は、本市がホームページ等にて掲載し公表する。

10. 資源物の処理

買受者は、分別したもののうち資源物にあたるものは、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨に従い、資源物ごとに関係法令その他により適正に処理しなければならない。

11. 廃棄物の処理

買受者は、分別したもののうち廃棄物にあたるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令により適正に処理しなければならない。

1 2. 費用負担

本契約の履行に際して、搬出に関する資機材や分別費用等の必要となる費用は、すべて買受者が負担する。

1 3. 報告

(1) 買受者が、売渡物を適正に処理した後、その処理状況等について、速やかに売渡物処理報告書(様式3)に次に掲げる書類を添えて、本市へ報告しなければならない。

- ① 売渡物の各処理工程について作業内容及び日付当を付した写真
- ② 資源物、廃棄物等が適正に処理されたことを証明する書類(マニフェストの写し等)
- ③ 残骨の埋蔵又は収蔵が適正に行われたことがわかる写真

(2) 売渡物処理報告書は、市営火葬場ごとに集計し作成するものとする。

1 4. 立入調査等

(1) 本仕様書の記載事項について適正に実施されていることを確認するため、本市は、買受者が実施する当該売渡物処理に関する施設(買受者以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。)への報告徴収、立入調査、書類審査等(以下、「立入調査等」という。)を実施することができるものとする。

(2) 買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、買受者以外の法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施を行う場合には、当該立入調査等に関する調整等を行う。

1 5. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方で協議するものとする。

由布市宮庄内火葬場 雲浄苑

火葬場外観



霊灰塔への進入路



霊灰塔外観



由布市営湯布院火葬場 望岳苑

火葬場外観



霊灰塔への進入路



霊灰塔外観



様式 1

現場責任者等届出書

年 月 日

由布市長

住所
買受者 法人名
代表者

下記の売渡契約について、現場責任者等を定めたので届出します。

契約件名 由布市営火葬場残骨灰売渡
売渡物対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

1 現場責任者

氏名	所属・役職	連絡先

2 作業従事者

氏名	所属・役職	連絡先

3 売渡物運搬車両

車両名称	自動車登録番号	最大積載量

様式 2

売渡物売渡書

契約件名 由布市営火葬場残骨灰売渡
売渡物対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

売渡物に関する情報

排出火葬場	<input type="checkbox"/> 庄内火葬場 雲浄苑	<input type="checkbox"/> 湯布院火葬場 望岳苑
排出回数	回目	
排出期間	年 月 日から 年 月 日まで	
排出容量		

引渡チェック（火葬場担当者用）

- 売渡物の引受に来場した者は現場責任者等届出書に記載のある現場責任者又は作業従事者である。
- 売渡物運搬車両車は現場責任者等届出書に記載のある車両である。

上記内容のとおり、売渡物を引渡しました。

年 月 日

火葬場担当者（自署） _____

上記内容のとおり、売渡物を引受しました。

年 月 日

現場責任者・作業従事者（自署） _____

様式3

売渡物処理報告書

年 月 日

由布市長

住所
買受者 法人名
代表者

契約件名 由布市営火葬場残骨灰売渡
売渡物対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記の売渡契約に基づく売渡物処理について、下記のとおり報告します。

1 売渡物

排出火葬場	<input type="checkbox"/> 雲浄苑 <input type="checkbox"/> 望岳苑	排出回数	回
排出期間	年 月 日から 年 月 日		

2 残骨

分別種別	数量及び単位	処理内容
残骨		

3 資源物

分別種別	数量及び単位	処理内容

4 廃棄物

分別種別	数量及び単位	処理内容

※売渡物の各処理工程、最終処分状況の写真、証明書等の写し等を添付すること